

都I 第758号  
令和2年3月13日

横浜市精神科医会  
会長 山口 哲頭 様  
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会  
会長 竹内 知夫 様  
一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会  
会長 池田 陽子 様  
一般社団法人 日本精神科看護協会神奈川県支部  
支部長 早瀬 和彦 様  
一般社団法人 神奈川県作業療法士会  
会長 錠内 広之 様  
一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会  
会長 斎藤 庸男 様

横浜市長 林 文子



カジノ誘致中止要請の陳情書について (回答)

さきに陳情 (令和2年2月20日) のありましたことについて、次のとおりお答えします。

IR整備法では、カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミング機会の限定、②誘客時の限定、③厳格な入場規制、④カジノ施設内の規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的、多段階的な取組が制度的に整備されています。

こうした中で、カジノ事業等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルの入国手続きエリアのみと、厳しく限定されている他、青少年への影響等に対して、本市では、20歳未満の者やファミリー層が利用する主動線から隔離された適切な配置計画・デザインを、今後IR事業者等に示す実施方針において求めることとしています。

また、カジノ行為の青少年への悪影響を防止する観点においても、入退場時にマイナンバーカード等により確認をすることとなっており、20歳未満の者のカジノの入場を禁止するとともに、カジノ事業やカジノ施設の勧誘はできないことが規定されており、事業者への徹底を求めています。

更に、高校の保健体育における令和4年度からのギャンブル等依存症教育の実施に伴い、青少年やその保護者等に対する予防啓発に取り組んでいきます。

国では、カジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成 28 年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成 30 年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」を成立させました。

同法に基づき平成 31 年にギャンブル等依存症対策推進基本計画を定め、「PDCA サイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

また、「ゲーミング区域の床面積の上限は施設の床面積の 3%以内」、「日本人等の入場料 6,000 円」、「連続する 7 日間で 3 回、28 日間で 10 回とする入場回数の制限」、「20 歳未満の者や暴力団員の入場禁止」などの規制を行います。これらの規制を設ける際に国が参考としたシンガポールでは、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組んだ結果、I R 設置前に比べて依存症の有病率が低下するなどの効果を上げています。このような海外の先進的な事例も参考にし、我が国や本市においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な対策を検討していきます。

現在、市民 3,000 人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を行っています。

令和 2 年度には、その調査結果等も踏まえ、有識者等で構成する「横浜 I R 懸念事項対策研究会（仮称）」を設置するなど、より本市の実情に合った対策を検討していきます。

これらにより、ギャンブル等依存症の予防・治療をはじめ、治安の維持など、具体的な対策の検討状況を市民の皆様に丁寧にお伝えしながら、自治体の施策に必要な費用を、区域整備計画の策定までに明らかにしていきます。

担当 都市整備局 I R 推進課

電話：045-671-4135

FAX：045-550-3869